

令和元年10月31日

保護者・地域のみなさまへ

徳島市教育委員会

教職員の働き方改革の推進についてのお願い

保護者・地域のみなさまには、日頃より徳島市の教育施策の推進に対して、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

現在、学校を取り巻く環境は複雑かつ多様化しており、学校へ求められる期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。

本市においても、教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況にあり、教職員一人一人が児童生徒と向き合う時間を十分確保し、健康で生き生きと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、学校・保護者・地域と一体となって、教職員の働き方改革に取り組むことが求められています。

そこで、徳島市教育委員会では、令和元年10月「学校における働き方改革プラン」を策定し、次のような取組を行い、教職員が担うべき業務に専念できる環境を整備することで、効果的な教育活動を持続的に行うことのできる学校づくりを推進していきます。

これからも、子どもたちの豊かな学びと成長を支え続けるために、教職員の働き方改革の更なる推進に向けて、保護者・地域のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本プランの実施は、令和2年1月からといたします。

□ 目標とする最終退校時刻の設定

教職員が退校時刻を意識して効率的に業務を進めることができるよう、原則として、目標とする最終退校時刻を「小学校は午後6時、中学校は午後7時」とします。ただし、緊急の生徒指導事案や進路指導関係等については、学校の実情に応じて臨機応変な対応とします。

□ 電話対応時間帯の設定

令和2年1月より、勤務時間の適正化を図るため、電話対応する時間帯を設定します。令和元年10月～12月を周知期間とし、啓発用チラシ等を配布して、保護者や地域のみなさまの理解と協力を得られるよう努めていきます。

□ 夏季休業期間中の「学校閉庁日」の設定

来校者や電話連絡等が少ない夏季休業期間中に、年休取得等の推進を図るため、令和2年8月より「学校閉庁日」を設けます。期間は8月12日～15日を基本とします。原則として、児童生徒を登校させず、部活動は休養日とします。また、対外的な業務（電話対応等）は行いません。

□ 部活動の適正化の推進（徳島市「運動部/文化部活動に関する方針」より）

教職員・生徒の心身の健康の維持と生徒の学習時間・余暇時間の確保のため「部活動の休養日」「活動時間の設定」の周知徹底に努めます。

○活動時間…1日の練習時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度

○休養日……週あたり2日（平日1日・土日原則1日）以上

※「徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン」より一部抜粋

徳島市教育委員会 学校における働き方改革プラン

令和元年10月策定〈令和2年1月実施〉

目的 教職員がワーク・ライフ・バランスを整え、やりがいを持てる魅力的な職場環境を整備し、子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる学校づくりをめざします。

目標 時間外勤務が月80時間を超える教職員をゼロに
時間外勤務が月45時間以内の教職員が全体の70%以上に

働き方改革により期待できる成果

- 教職員が子どもたちと向き合う時間をしっかり確保していきます。
- 子どもの指導や支援に専念できる環境をつくっていきます。
- 効果的な教育活動を行い、学校教育の質の維持・向上をめざします。

推進のための5つの柱

1 勤務時間の管理と意識改革

- 目標とする最終退校時刻の設定
- 夏季休業中の「学校閉庁日」の設定
- ICTを活用した勤務時間管理の導入
- 週1回以上のノー残業デーの実施
- 長時間勤務状況調査により実態把握

2 業務改善の推進

- 統合型校務支援システムの導入
- 研修や学校への調査・照会の精選
- 教育用ICT機器の環境整備
- 電話対応時間帯の設定

3 外部人材等の活用

- 専門スタッフ配置促進
- 地域人材等の積極的な活用
- 部活動指導員の配置促進

4 部活動の適正化

- 「運動部活動の方針」「文化部活動の方針」の策定と推進
- 各連盟や各競技団体等との連携・協力

5 保護者・地域への理解促進

- 保護者・地域に向けて、啓発文書等による積極的な情報発信

期間 令和元年度～3年度までの3年間とし、年度ごとにその達成状況を検証し、内容の改善を図ります。

対象 徳島市立小・中学校の教職員を対象とします。
* 幼稚園・市立高等学校も本プランを適用し、それぞれの実態に応じて取組を推進します。

※本プランについては「徳島市ホームページ」に掲載しております。

令和元年10月31日

保護者・地域のみなさま

徳島市教育委員会

学校における電話対応時間帯の設定について（お知らせ）

日頃より、本市の教育行政及び市立学校の運営に対して、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員の負担軽減と教員の本来の業務である授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整えるため取り組んでいく予定です。

こうした取組の一環として、徳島市立の小学校、中学校において、次のとおり、電話対応時間帯を設定することといたしました。保護者・地域のみなさまにおかれましては、本件の趣旨につきまして、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 電話対応時間帯の設定開始日 令和2年1月6日（月）

2 電話対応時間帯

◇ 平日（月～金） 小学校：午前7時30分から午後6時まで
中学校：午前7時30分から午後7時まで

◇ 長期休業期間中 小・中：午前8時30分から午後4時30分まで

※ 土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・学校閉庁日（8/12～8/15）は除きます。ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。

※ 学校によって多少違う場合がありますが、徳島市立小・中学校の教員の勤務時間は、午前8時00分から午後4時45分までとなっております。授業の準備など、児童生徒のための時間を確保する取組へのご協力をお願いいたします。

※ 教職員の勤務時間終了後、電話対応時間帯の前に、全教職員が退勤する場合もございますのでご了承ください。

3 緊急時の連絡について

児童生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、最寄りの医療機関、消防・救急、警察等へご連絡くださいますようお願いいたします。

令和元年10月31日

保護者・地域のみなさま

徳島市教育委員会

学校（園）における「学校閉庁日」の実施について（依頼）

日頃より、徳島市の教育行政及び市立学校（園）の運営に対してご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員が心身共に健康な状態で子どもたちと向き合える学校（園）づくりをめざして取り組んでいるところです。

このたび、こうした取組の一環として、徳島市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校において、次のとおり「学校閉庁日」を実施することといたします。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 実施期間 （基本）毎年8月12日～15日
- 2 対象校（園） 徳島市立の幼稚園（22園）
 徳島市立の小学校、中学校及び高等学校（46校）
- 3 実施内容
 - （1）学校（園）での対応
学校閉庁日期间中は、対外的な業務（電話対応等）は行わず、原則として幼児児童生徒は登校（園）させません。
 - （2）部活動について
部活動は、原則として休養日といたします。
 - （3）緊急時の連絡先について
幼児児童生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、最寄りの医療機関、消防・救急、警察等へご連絡くださいますようお願いいたします。

令和元年11月 日

保護者・地域のみなさま

徳島市教育委員会

学校（園）における電話対応時間帯の設定について（お知らせ）

日頃より、本市の教育行政及び市立学校の運営に対して、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、徳島市教育委員会では、令和元年10月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教職員の負担軽減と教員の本来の業務である授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境を整えるため取り組んでいく予定です。

こうした取組の一環として、徳島市立の幼稚園、小学校、中学校において、次のとおり、電話対応時間帯を設定することといたしました。保護者・地域のみなさまにおかれましては、本件の趣旨につきまして、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 電話対応時間帯の設定開始日 令和2年1月6日（月）

2 電話対応時間帯

◇ 平日（月～金） 幼稚園：午前8時30分から午後5時まで
小学校：午前7時30分から午後6時まで
中学校：午前7時30分から午後7時まで

◇ 長期休業期間中 幼・小・中：午前8時30分から午後4時30分まで

※ 土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）・学校閉庁日（8/12～8/15）は除きます。ただし、授業や学校行事等を実施する場合は、平日と同様とします。

※ 学校（園）によって多少違う場合がありますが、徳島市立幼稚園の教員の勤務時間は、午前8時20分から午後5時5分、小・中学校の教員の勤務時間は、午前8時00分から午後4時45分までとなっております。授業の準備など、幼児児童生徒のための時間を確保する取組へのご協力をお願いいたします。

※ 教職員の勤務時間終了後、電話対応時間帯の前に、全教職員が退勤する場合もございますのでご了承ください。

3 緊急時の連絡について

幼児児童生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、最寄りの医療機関、消防・救急、警察等へご連絡くださいますようお願いいたします。